



# 民間賃貸住宅を借ります

## 【借上型市営住宅の事業計画の募集】

市が借り上げて市営住宅として転貸する  
民間賃貸住宅を募集します。



### 1 事業の概要

民間事業者が市内に所有する民間賃貸住宅を、市が借り上げて市営住宅として使用します。

借上げ期間中は、入居者の有無にかかわらず、借上戸数に応じた借上料を民間事業者に支払います。

### 2 事業の仕組み

- (1) 市は、民間事業者（個人・法人）からの事業計画を審査し、借り上げる民間賃貸住宅を決定します。
- (2) 民間事業者と市は、賃貸借契約を締結します。
- (3) 市は、借り上げた民間賃貸住宅を市営住宅として入居希望者等に転貸します。
- (4) 借上型市営住宅の入居者の募集は、原則として2か月に1回行います。

### 3 借上げ期間、借上料

- (1) 借上げ期間 原則10年（最長20年）
- (2) 借上料 近傍同種の家賃等を勘案し、民間事業者と市が協議して定めます。（概ね5万円/戸以内）

### 4 借上型市営住宅の基準

主に次の基準を満たすもの（詳細は別紙参照）

- (1) 床面積25㎡以上/戸
- (2) 新耐震基準適合、耐用年数未超過
- (3) 1棟4戸以上で全戸借り上げ可能であること
- (4) 宅建免許保有者が所有又は管理すること
- (5) 都市居住区域内又は地域拠点内にあること 等

### 5 事業計画の募集期間

随時募集中

【応募等窓口、お問い合わせ先】  
北上市 都市計画課 住宅政策係  
☎0197-72-8278



### 6 借上げから入居までの手続き等

主な手続き等は次のとおりです。

事業計画の募集（市→民間事業者）

当初募集期間：令和4年5月9日～随時募集中



事業計画の応募（民間事業者→市）

- 【提出書類】
- (1) 事業計画申請書、事業計画書
  - (2) 土地・建物の登記簿
  - (3) 敷地・建物がわかる写真
  - (4) 所有者又は管理者の宅建業免許証の写し
  - (5) 市税を滞納していないことの証明書 等



事業計画の採択等（市→民間事業者）

採択後、賃貸借契約の締結、賃借権の設定登記 等



借上料の支払い（市→民間事業者）

原則として年4回分割払い（3か月分を先払い）



建物の維持管理（民間事業者）

建物の修繕、維持管理等は民間事業者が行う



入居者の募集、応募、入居（市↔入居希望者等）

既存市営住宅と同様に募集（4.6.8.10.12.2月入居）  
ただし、廃止予定の市営住宅に入居している人を優先